

送金内容申告(誓約)書

エイベックス・グループ健康保険組合理事長殿

裏面「扶養認定対象者(別居)に対する仕送りの取扱い」の内容を確認の上、扶養認定対象者への送金を下記のとおり行うことを申告(誓約)致します。

被保険者	記号	番号	生年月日	年	月	日	性別	男・女
	氏名							
仕送り対象者	氏名		続柄	性別	生年月日			年齢
				男・女	年	月	日	
				男・女	年	月	日	
				男・女	年	月	日	

◆初回送金実施日以降1年間分の送金実施(予定)内容をご記入下さい。

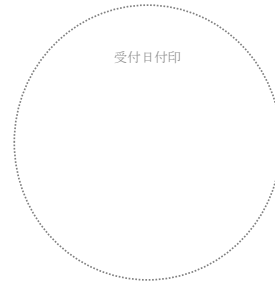
送金予定(実施)日	送金予定(実施)額	送金状況	送金方法 [*2]	生計補助対象月	
年 月 日	円	[*1]	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分	
賞与等での一括送金を行う場合	年 月 日	円	済・送金予定	①・②	年 月分 ~ 年 月分 まで
年間送金(予定)額の合計		円	特記事項		

[*1] 扶養認定対象者に対する生計維持関係の確認のため、必ず初回の送金を終わってから申請を行って下さい。

[*2] 下表より送金方法を確認し、上記送金方法の項目をご記入下さい。

送金方法	証憑書類
① 銀行振込(口座からの送金)	・送金時の振込明細書【写】(送金者および受領者が分かるもの) ・通帳【写】(送金内容を確認できる箇所) ※上記証憑書類のうちいずれか1点をご提出下さい。 ※現金の手渡し等の方法による送金は客観的な事実確認が困難である為、当組合では認めておりませんのでご注意下さい。
② 自動振替	

事業主証明	上記のとおり相違ないことを証明致します。	年 月 日 提出
	事業所所在地	
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話	



扶養認定対象者(別居)に対する仕送りの取扱いについて

扶養認定対象者(別居)に対する仕送りについては、下記の事項を必ずご確認、ご留意の上、送金いただきますようお願い致します。

(1) 送金を開始する前に

① 「仕送り」の考え方

仕送りは、扶養認定対象者の生計を維持させる生活費であるため、毎月所定の金額を送金することが原則となります。また、仕送りは送金日以後の生活費と判断し、送金日より過去の期間に対する送金を行った場合については、「仕送り」とは認められません。

② 送金申告(誓約)書で送金予定を申告する

仕送りは、送金申告(誓約)書にご記入いただいた内容に従っての送金が必須となります。なお、送金申告(誓約)書を提出して送金を開始したのちに、事情によりその内容について変更を希望する場合は、必ず変更の旨を改めて送金申告(誓約)書にて組合に届出たのちに、再度送金を開始して下さい。

(2) ご提出いただく送金実績(証憑)について

扶養認定の際は、生計維持関係を確認するため、扶養認定対象者に対する送金実績(証憑)をご提出いただきます。なお、送金が行われた日を事由発生日とし、認定の判断を行います。

< 必須となる送金実績(証憑) >

当該扶養認定対象者の認定を求める日が属する月以降に対して行われる送金分

(例)4/1を事由発生日として申請する場合:

→ 4/1以降、扶養認定対象者の生計が被保険者によって維持されていることが必要となりますので、4/1までに4月分の仕送りを送金して頂く必要があります。

(3) 証憑書類および送金方法等について

① 送金内容を証明する書類(証憑書類)について

送金内容を証明する書類(証憑書類)については、送金日より最低1年間は保管して下さい。また、被扶養者の再認定調査の際には、被扶養者との生計維持関係の確認のため、当組合が指定する期間の当該書類(全て)を組合にご提出いただきます。

② 送金方法について

送金方法は下表の通りとします。なお、生活費の手渡しは、客観的な事実確認が困難である為、送金方法としては認められません。

送金方法	証憑書類
・銀行振込(口座からの送金)	・送金時の振込明細書【写】(送金者および受領者が分かるもの)
・自動振替	・通帳【写】(送金内容を確認できる箇所) ※上記いずれかを提出すること。

③ 送金先の口座について

特別な事情がない限り、仕送りは扶養認定対象者の口座へ送金して下さい。当該対象者が複数名いる場合は、代表者の口座へ送金を行って下さい。